

複合契約事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、伐採と立木販売を組み合わせる実施する複合契約による林業公社営林事業（以下「複合契約事業」という。）を実施するために、公社営林事業実施要領（以下「営林事業実施要領」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(複合契約事業の内容)

第2条 複合契約事業の内容は、以下の事業を組み合わせる行う事業とする。

- (1) 間伐、主伐、支障木伐採、造材、集材、作業ポイントまでの搬出及びその他付帯施設等に係る委託事業（以下「委託事業」という。）
- (2) 林産物の販売事業

(事業実施の方法)

第3条 事業の実施方法は、指名競争入札によるものとし、別に定める規定により、複数の団地を一括して実施できるものとする。

(複合契約事業設計書)

第4条 支所長は、公社営林事業実施要領第5条に基づき実施設計書を作成又は変更し、理事長に提出しなければならない。ただし、支所長専決事業（公益財団法人石川県林業公社組織及び事務等に関する規定第9条の規定による1件1,000万円未満の事業をいう。以下同じ。）に係る実施設計書は、この限りではない。

- 2 支所長は、事業実施予定林分において、標準地調査（林齢及び樹種毎に1箇所あたり100m²）により、伐採対象木の選定、伐採率、最低搬出量の算定等を行うものとし、事業完了まで標準地を保持するものとする。
- 3 工期については、委託事業実施期間と林産物の搬出期間を個別に定めることができるものとする。ただし、債務負担及び繰越承認の手続きを取った事業を除き、会計年度を越えることはできないものとする。
- 4 当該実施予定林分において、森林作業道等の付帯施設の設置を行う場合は、伐採率算定において、その支障木を含めるものとする。
- 5 理事長及び支所長は、実施設計書及び木材市況を勘案の上、売払い予定の林産物の評価を行い、売払事業設計総括表(様式第2号)及び林産物売払評価調書(様式第1号)を作成するものとする。

(事業実施承諾)

第5条 支所長は、標準地調査実施後の設計積算段階までに、契約委任代理人及び土地所有者（以下「契約委任代理人等」という。）に対して、事業の実施に係る協議のうえ、承諾を得ることとする。

(指名業者の選定)

第6条 理事長または支所長は、別に定める公社営林事業業者指名審査要領に基づき、指名業者を選定するものとする。

(支出負担行為何及び収入何)

第7条 理事長または支所長は、複合契約事業設計総括表に基づき、予定価格（様式

第3号)を作成のうえ、複合契約締結に係る支出負担行為伺及び収入伺を同時に行うものとする。

(入札等の執行)

第8条 理事長または支所長は、第6条で選定した指名業者に対し、入札通知書(様式第4号)に必要事項を記載し、入札時に必要な書類(様式第5、6号)を添付して通知するものとする。

なお、本社執行事業(支所長専決事業以外の事業をいう。)については、入札通知書は支所長を経由し通知するものとする。

2 設計図書は、見積期間中に、指定の場所(本社及び支所)で指名業者の閲覧に供することとする。

3 支所長は、指名業者に対して、第4条第2項で設定した標準地をもとに、事業実施区域、最低搬出量、森林作業道等の付帯施設設置などについて、現場説明を行うものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定は、入札時に提出する「搬出計画書」(様式第6号)に記載の搬出量が最低搬出量以上である者のうち、以下により決定するものとする。

(1) 入札金額の「事業委託金額」が予定価格以下であり、かつ、入札金額の「林産物買取額」が予定価格以上であること。

(2) 前号の条件を満たす入札者が複数の場合は、入札額の「事業委託金額」から「林産物買取額」を差し引いた額が最も少額の者とする。

(複合契約の締結)

第10条 理事長または支所長は、第7条及び第8条の執行により受注者(買受者を含む。以下同じ。)を決定した場合は、林業公社営林事業複合契約書(様式第10号)に別に定める約款を添付して契約を締結するものとする。

(入札等の結果通知)

第11条 理事長は、当該契約を締結したときは、関係書類一式(写)を支所長に送付するものとする。また、支所長専決事業に係る契約を締結したときは、支所長は関係書類一式(原本)を理事長に提出するものとする。

(監督員の選任)

第12条 理事長または支所長は、当該契約を締結したときは、当該支所の職員を監督員に選任し、監督員選任通知書により、受注者に通知するものとする。

(選木完了確認)

第13条 監督員は、現場代理人から選木確認願(様式第11号)を徴収し、速やかに、伐採対象木の選木状況、伐採率についての確認を行うものとする。

(売払代金の徴収)

第14条 理事長は、受注者に対し、前条の複合契約による事業完成日の10日前までに請求書を発行するものとする。

2 受注者は、前項の請求書に記載の期限までに、複合契約に基づく林産物売払代金を納入するものとする。

(完成検査)

第 15 条 理事長または支所長は、受注者より第 2 条第 1 号に掲げる委託事業に係る完成届（様式第 17 号）の提出があったときは、前条第 2 項による代金の納入を確認のうえ、公社営林事業検査要領に基づき検査を実施するものとする。

(事業目的物の引渡し)

第 16 条 理事長または支所長は、前条に規定する完成検査の合格通知後、直ちに受注者から事業目的物引渡書（様式第 23 号）により事業目的物の引渡しを受けるものとする。

2 理事長は、前項の引渡しを受けた後、受注者から当該委託事業に係る請求書の提出があった場合は、別に定める約款による支払いをするものとする。

(搬出完了確認)

第 17 条 監督員は、第 2 条第 2 号の事業に係る林産物の搬出が完了した時は、現場代理人から搬出完了届（様式第 12 号）を提出させ、速やかに、搬出跡地状況の確認を行うとともに、出荷伝票等を提出させるものとする。

(分収金の交付)

第 18 条 理事長は、当該複合契約事業完了後、「林産物の売払い等に係る分収交付金の算定基準」により、分収造林契約に基づく分収交付金の交付を行うものとする。

(様式)

第 19 条 当該事業により使用する様式は、別紙のとおりとする。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。